

# 東大和市一般廃棄物処理基本計画 概要版

## 第1章 計画の位置づけ

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理の長期的かつ総合的視点に立ったもので、し尿及び生活排水を除く計画である。

この計画の期間は、令和5年度から9年度までの5年間とする。

平成30年3月に東大和市一般廃棄物処理基本計画を策定し、これを指針として、廃棄物の発生・排出抑制、資源化及び適正処理を推進してきた。

今回の見直しは、計画の策定から5年を経過することに伴うもので、今後の諸課題を解決するため、市民・事業者・行政が協働し、共に行動することによって、更なる廃棄物の発生・排出抑制と適正処理を図ることを目的とする。

この計画は、上位計画である「東大和市総合計画『輝きプラン』（第三次基本構想・第五次基本計画）」に基づくもので、「東大和市環境基本計画」とも連動を図るものである。

今後、廃棄物処理行政を進める上で、最も基本的な方針を示すもので、廃棄物の収集・運搬に関する計画、各年度の処理計画等は、本計画に基づくものとする。

### SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ）」の一部であり、令和12年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むとされている。

SDGsについて、達成すべき具体的な目標として、17のゴール(意欲目標)と169のターゲット(行動目標)が示されている。

市では、SDGsで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関係があり、地方自治体の取組そのものが、SDGsの達成につながるものと考えている。本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいく。

上記のうち、本計画と密接な関係のあるゴールは下記のとおりである。



## 第2章 基本理念

従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、地球環境の破壊や資源物の枯渇、最終処分場のひっ迫など、環境・廃棄物問題を引き起こしてきた。

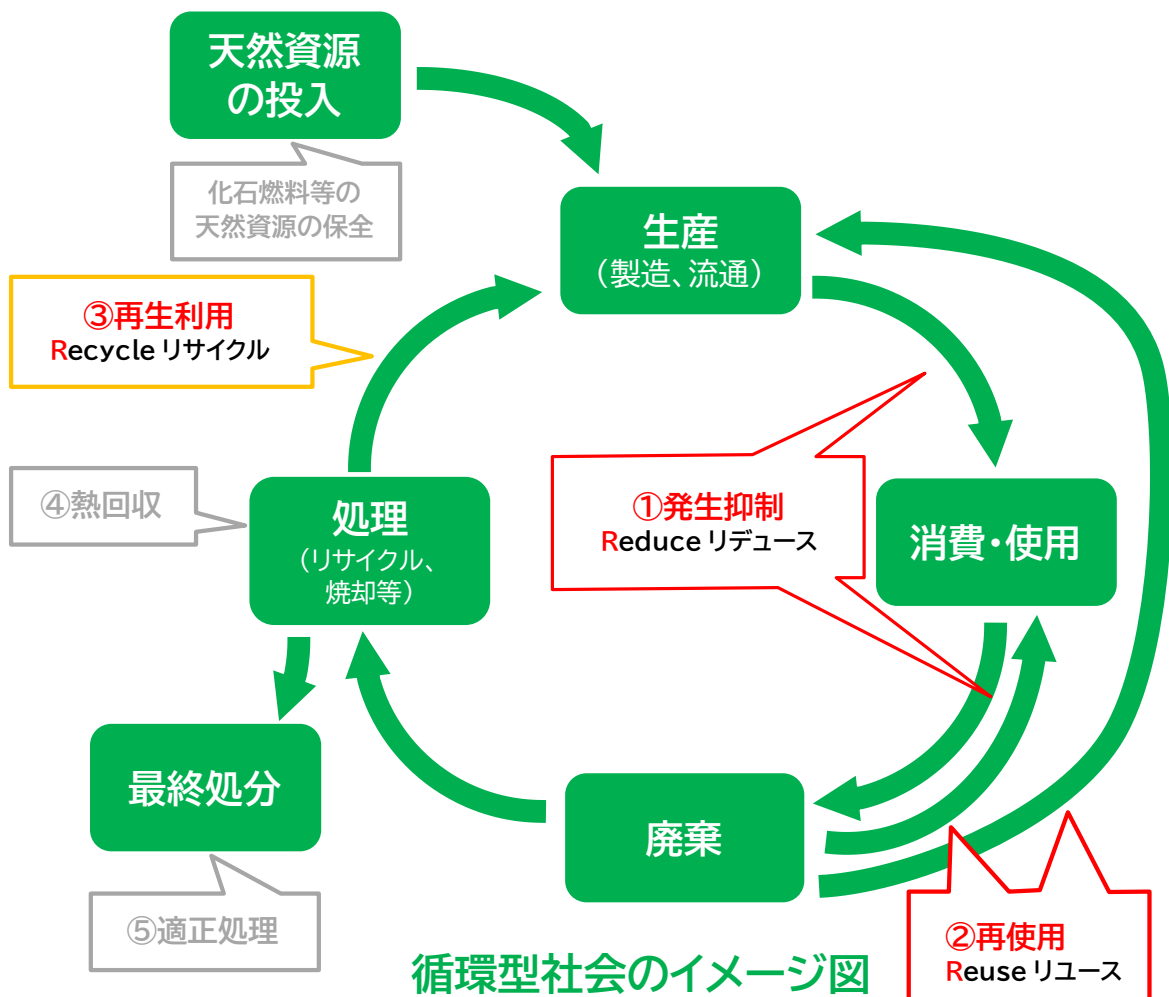
環境への負荷をできる限り低減し、持続的発展が可能な循環型社会を構築していくためには、生産・流通の段階にまでさかのぼり、廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再利用に積極的に取り組む必要がある。

市では、市民・事業者・行政が、三位一体となり、協働して取組を推進していくとともに、それぞれの役割を認識し行動に移すことで、ごみの減量・資源化につなげ循環型社会の実現を目指す。

循環型社会の実現のためには、生産や流通の段階から、廃棄物の発生・排出抑制とリサイクルを促進し、生産者等に一定の役割を果たしてもらい、いわゆる拡大生産者責任への取組みや、仕組み作りが必要である。

また、市民は、廃棄物の適正な分別排出を行い、資源物については、小売業者による店頭回収の利用に努めるなど、ライフスタイルの見直しが必要となってくる。

市では、このような考え方から、事業者による自主的な取組みに協力を求めるとともに、発生・排出段階からモノの流れを見直すことにより、発生・排出抑制と資源循環の仕組みをつくっていく。



## 第3章 基本方針

### 1. 廃棄物の発生・排出抑制に努め、廃棄物の減量を推進する

リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みがより進む環境の構築を目指し、特にリデュース（廃棄物の発生・排出抑制）を基本とした廃棄物の減量を推進する。

### 2. 中間処理と最終処分を考慮し、廃棄物の減量を推進する

衛生組合の施設建て替え期間中に発生した可燃ごみの一部は、多摩地域の他のごみ焼却施設で処理をしているため、更なる廃棄物の減量を目指す。また、中間処理施設の負担軽減や、コスト抑制等を目的に、異物混入防止、適正排出を推進するために組織市間の資源化基準の統一を目指す。

### 3. 市民・事業者・行政の三者が一体となり、廃棄物の減量施策を推進する

市民には「適正な分別排出」を、事業者に対しては「拡大生産者責任」を果たしてもらうよう意識啓発に取り組むとともに、「廃棄物の適正な処理」を行い、可能な限り資源物を回収することで、廃棄物の減量につなげる取組みを推進する。

#### 市民の役割

廃棄物をできるだけ出さないように努め、食材については、必要な分だけを購入、食べ残しなどが出ないように心がける。

##### **発生・排出抑制（リデュース）対策**

- 詰め替えできる製品の購入
- 余分なものは購入しない
- マイバグの持参

##### **再使用（リユース）対策**

- できる限りくり返し使用
- 不用品はフリーマーケットやリサイクルショップなどを利用

##### **再資源化（リサイクル）対策**

- 分別排出への協力
- 資源物集団回収活動への参加
- 再生品の積極的な使用

#### 事業者の役割

廃棄物になった後のことまでを考え、再資源化しやすい製品を製造・販売する。

##### **発生・排出抑制（リデュース）対策**

- 生産過程で、廃棄物の発生が少ない商品の開発や、販売

##### **再使用（リユース）対策**

- 使い捨て容器から、くり返し使用できる（リターナブル容器）製品への転換

##### **再資源化（リサイクル）対策**

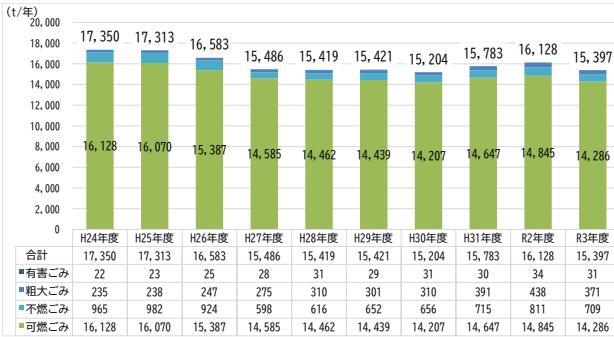
- 製品の自主回収

#### 行政の役割

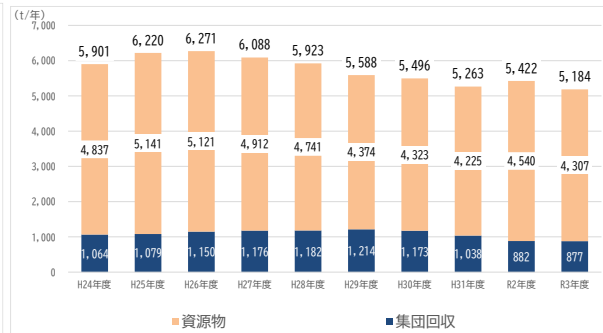
発生・排出抑制に取り組む意識を高め、循環型社会の構築に向けて、具体的な行動を実施する。  
資源物集団回収活動を推進し、資源物の適正処理に努める。

# 第4章 東大和市の廃棄物処理の現状

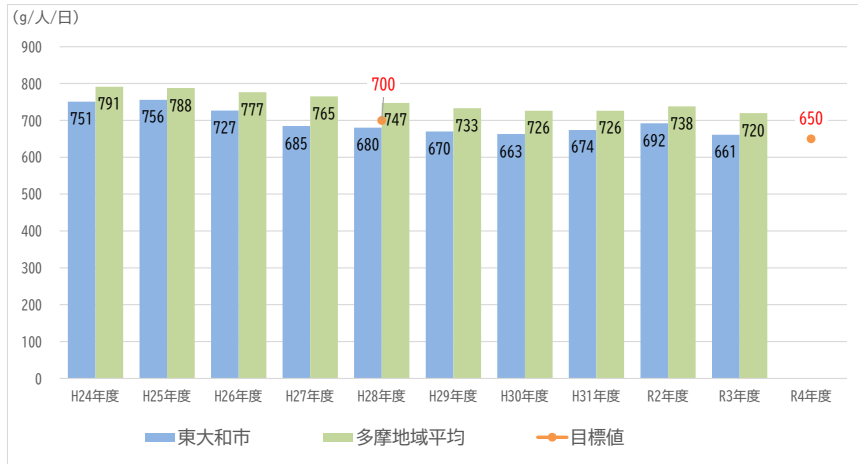
## ●ごみ量の推移



## ●資源回収量の推移

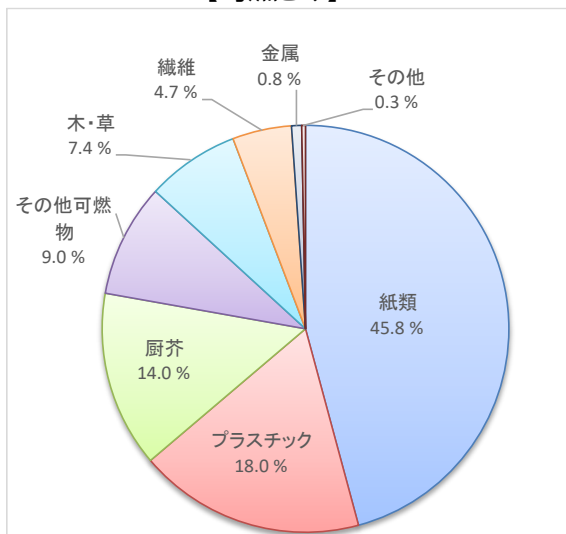


## ●一人1日当たりの排出量 (資源物及び資源物集団回収量を含む)

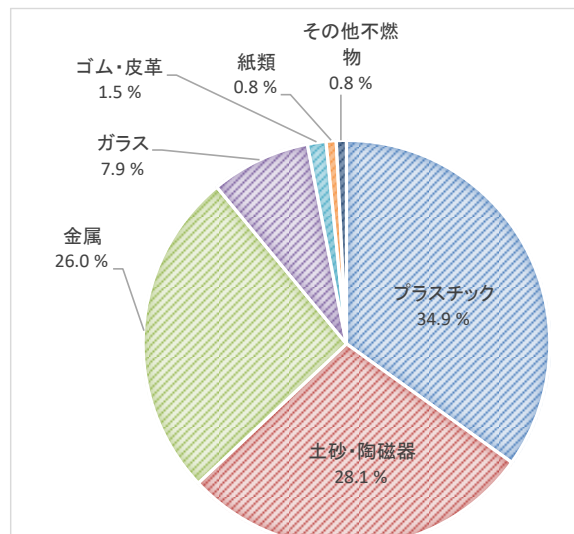


## ●ごみの組成 (令和3年度)

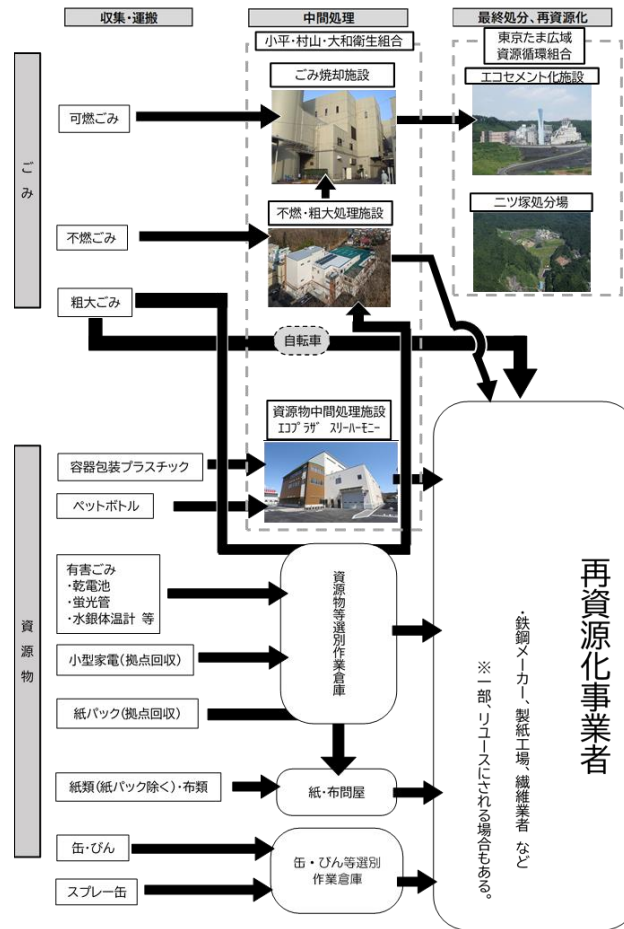
【可燃ごみ】



【不燃ごみ】



## 廃棄物処理フロー



## 中間処理

### リサイクル施設

- ・ 東大和市資源物等選別作業倉庫を設置。有害ごみ及び粗大ごみの選別及び保管を行っている。
- ・ 缶・びん等選別作業倉庫を設置。缶、びん、スプレー缶の選別及び保管を行っている。

### 衛生組合

可燃ごみ等の中間処理については、衛生組合において下記の共同処理を行っている。

- 1) 可燃、不燃及び粗大ごみ
  - ・ 衛生組合で焼却や破碎、選別などの中間処理を行っている。
- 2) 容器包装プラスチック及びペットボトル
  - ・ 資源物中間処理施設へ搬入後、選別、パール化等の中間処理を行い、再商品化事業者へ引き渡している。
- 3) 新ごみ処理施設整備事業
  - ・ 本事業では、新ごみ焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設の整備について、下表の内容で事業を進めている。

施設名称	(仮称) 新ごみ焼却施設	施設名称	不燃・粗大ごみ処理施設
施設種類	エネルギー回収型廃棄物処理施設	施設種類	マテリアルリサイクル推進施設

## 最終処理

日の出町の協力のもと、循環組合が管理する二ツ塚廃棄物広域処分場で最終処分を行っている。

埋立は、平成 10 年から始まり、施設の延命化を図るため、平成 18 年からエコセメント化施設を稼働させ、焼却灰を全量リサイクルしている。

## 第5章 東大和市の廃棄物処理における課題

### 1. 発生・排出抑制

- 市民1人1日当たりのごみ排出量に関して、更なる廃棄物の減量を進めていくことが求められる。
- 食品ロスの削減は、SDGsにおいて目標が設定されていることから、効果的な施策の検討が必要である。
- 循環型社会形成推進基本法の基本理念の一つである、拡大生産者責任への取り組みが必要である。

### 2. 廃棄物の収集

- 容器包装廃棄物における収集、選別及び保管の業務に係る費用が増大しているため、民間回収ルートによるリサイクルを推進する必要がある。
- 資源物（容器包装プラスチックを除く）の回収方法等の検討が必要である。

### 3. リサイクル及びリユース

- プラスチックの資源化への検討が必要である。
- リユース(再利用)事業を施策に取入れ、物が廃棄されずに循環する社会を目指す必要がある。

### 4. 中間処理

- 事業の全体像を示す「3市共同資源化事業基本構想」に基づき、今後も組織市及び衛生組合と共同で事業等を推進していく必要がある。
- 焼却施設の建て替え期間中は、可燃ごみの一部を他のごみ焼却施設で処理しているため、一層の減量を進める必要がある。

### 5. 最終処分

- 焼却残さの搬入状況は、搬入配分量を下回っているが、更なる廃棄物の減量に努めていくことが求められる。

### 6. 市民活動への支援

- 市民意識の改革を推進するため、諸活動への支援を継続していく必要がある。

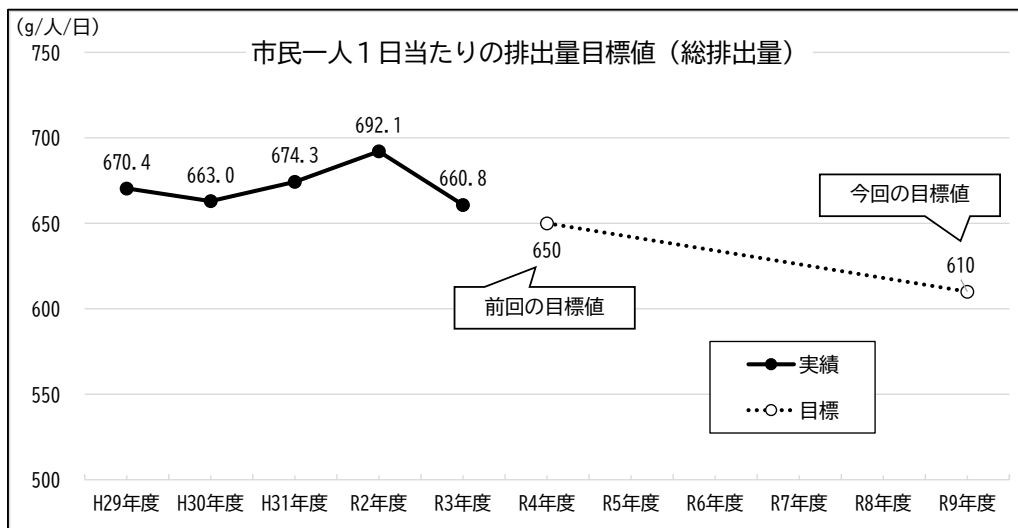
### 7. 廃棄物処理費用の適正化

- 市民及び事業者から排出される廃棄物の減量を図り、更なる減量意識を高めていく必要がある。

## 第6章 今後の排出物の発生と処理の目標

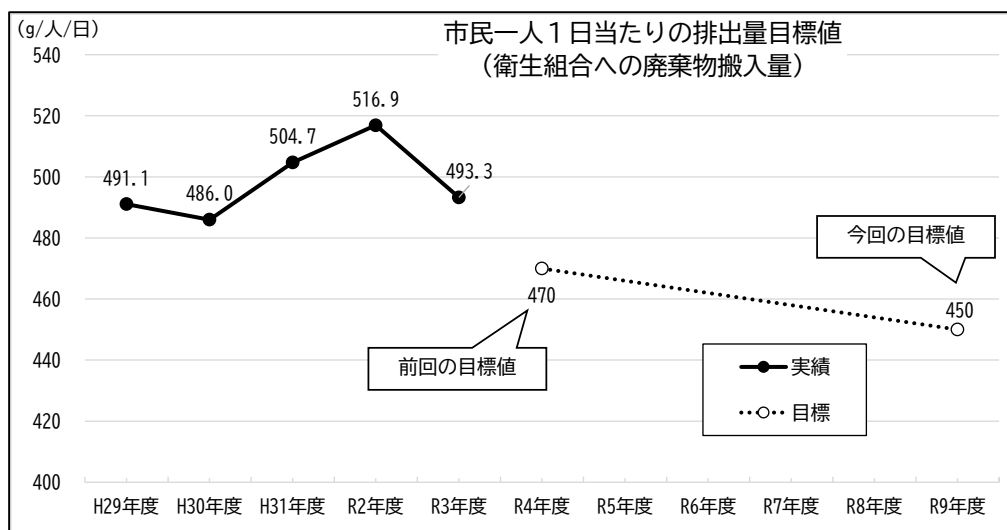
### 【目標1】

市民一人1日当たりの廃棄物排出量は610g以下を目指す（総排出量）



### 【目標2】

衛生組合への廃棄物搬入量(資源ごみ(集団回収含む)及び有害ごみを除く)は一人1日450g以下を目指す



### 【目標3】



最終処分量は搬入配分量以下を目指す

	令和3年度	搬入量	搬入配分量
焼却残さ		1,514 t	1,601 t
破碎埋立		0 (m <sup>3</sup> )	






## 第7章 目標達成のための施策



### 施策1 目標達成のための具体的な施策

- 発生・排出抑制対策 
  - ・事業系一般廃棄物の自己処理の推進
  - ・食品ロス削減への取組み
  - ・不用品のリユース
- 適正処理の推進 
  - ・資源物収集の見直し






### 施策2 市民及び事業者への情報提供や指導

- 情報の提供 
  - ・ICT活用の検討
- 市民対応 
  - ・出前説明会の充実
- リサイクル製品の使用 
  - ・リサイクル製品の使用促進に向けた啓発

### 施策3 環境学習プログラムの提供

- 社会教育における環境学習プログラム 
  - ・講座の実施
- 学校教育における環境学習プログラム 
  - ・児童あるいは生徒への環境学習講座の開催

### 施策4 市民、事業者及び他機関との連携

- 市民活動との連携 
  - ・生ごみたい肥化容器等購入に対する補助制度の拡充
  - ・生ごみの水切り習慣の定着化
- 市民の意識改革 
  - ・マイバッグキャンペーン等の実施
- 資源物集団回収の支援 
  - ・資源物回収業者への支援
- 事業者との協力 
  - ・事業者等を対象とした分別排出の指導
  - ・生産者側における自社製品の回収の促進
- 他機関との連携 
  - ・衛生組合、循環組合及び組織市との連携

### 施策5 処理費用負担のあり方の検討

- ・組織市間でのごみ処理手数料の均衡

### 施策6 中間処理施設の運用

- ・安定した資源物の循環的利用の促進
- ・廃棄物処理施設の計画的更新

### 施策7 最終処分場の延命化

- ・埋立処分量ゼロを目指した取組み

### 施策8 国や都への要望

- ・拡大生産者責任の確立に向けた要望
- ・施設整備費等、自治体への補助拡大の要望

発行：東大和市 市民環境部 環境対策課 ごみ減量係  
住所：〒207-8585 東大和市中3-9-30  
電話：042-563-2111 FAX：042-516-8084  
Mail：gomigenryou@city.higashiyamato.lg.jp